

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 南港市場（06-6675-2020）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	奨励金の交付の承認申請
概要	卸売業者の財務の健全性を損なわず、市場における業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときに、市長の承認を受ければ卸売業者は出荷者等に対し、奨励金を交付することができます。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第55条（昭和46年条例第40号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第59条（昭和47年規則第8号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 卸売業者の奨励金承認要領（中央卸売市場 各場担当窓口）
審査基準	<p>◎ 市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に出荷奨励金を交付しようとするときは、次の基準をすべて満たすことが必要です。ただし、卸売業者の財務の健全性をそこない、又は市場における業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、承認を受けることができません。</p> <p>1. 支出総額の限度出荷奨励金（8％に相当する額を含む。）の年間支出総額は、当該年度の総委託額（8％に相当する額を含む。）の1,000分の13以内とする。</p> <p>2. 交付率</p> <p>(1) 畜種別及び1カ月毎に出荷数量を集計後に交付するものについては、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 前号以外のもので、特別な事由により臨時的又は例外的に交付するものについては、年間支出総額の限度内とする。</p> <p>◎ 卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に完納奨励金を交付しようとするときは、次の基準をすべて満たすことが必要です。ただし、卸売業者の財務の健全性をそこない又は市場における業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、承認を受けることができません。</p> <p>1. 支出総額の限度完納奨励金（8％に相当する額を含む。）の年間支出総額の限度は、卸売業者の当該年度の年間総取扱金額（8％に相当する額を含む。）の1,000分の3以内とする。</p> <p>2. 交付基準</p> <p>(1) 完納奨励のために支出するものについては、期限内に完納した金額の1,000分の3以内とする。</p> <p>(2) 前号以外のもので、特別な事由により臨時的又は例外的に支出するものについては、支出限度内とする。</p>
標準処理期間	3日
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（南港市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shijjo/page/0000023288.html
備考	—